

主要国におけるカジノ（ゲーミング）の概要

米国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、シンガポールにおけるカジノ（ゲーミング）の概要は以下のとおりです。

1. 米国

米国では、1860 年代以降、ゲーミングの合法化と全面禁止が繰り返されたが、その後、1980 年代以降、不況を背景として、各州でカジノが解禁された。1988 年には、先住民部族の財政基盤とインディアン特別保留地内の雇用を創出する目的で、連邦インディアンゲーミング規制法が制定され、インディアン自治区でカジノが行われるようになり、自治財政を支えている。カジノ等の賭博は、原則として州の管轄権の下にあり、連邦政府は、州境を越える組織犯罪に関わる問題などに限定的に関与するに過ぎない。

国内では、賭博及びゲーミングに対する抑制的な考え方が根強かったが、1990 年代後半以降、公共費用の財源確保、地域の経済振興を目的としてゲーミングの公認を推進する動きが活発となってきた。1996 年、連邦議会は、国内における賭博の影響を調査研究する「米国ゲーミング影響評価委員会」（NGISC : National Gambling Impact Study Commission）を設置した。2 年間の調査を経て、1999 年 6 月、調査結果の最終報告が連邦議会に提出された。このような大規模な調査研究の背景には、先住アメリカ人の部族の自立更生、地域社会の経済振興などのためにカジノの経営の公認を求めるといふ、強い要請があった。

2010 年には、国内のカジノ施設数は 900 を超え、中でもネバダ州が最も多く¹、また、カジノ業界における従業員数は約 34 万人、総売り上げ収入は約 346 億ドルである。

カジノ等の賭博に係る規制については、厳格な法規制を行ってカジノの「負の部分」の根絶を目指す、というのが基本的な考え方である。賭博の管理形態には、民間自主管理型（ネバダ州²）、公共管理型（ニュージャージー州³）、中間型（ミシガン州）の 3 つの形態がある。また、カジノを全面的に禁止している州（ユタ州、ハワイ州）もある。

カジノの運営は、民設民営（民間企業がライセンスを取得して、カジノの設置や運営

¹ カードルーム、オンラインカジノを除いた数字。American Gaming Association, 2011 State of the States: 2011 AGA Survey of Casino Entertainment, 2011, p.4.

² ネバダ州は、1955 年、合衆国で初めてカジノ経営を公認した州であり、州のしかるべき機関から免許を交付されれば、州内のどこでも、自由にカジノを運営することができる。2009 年の法改正（2009 年法律第 79 号）により、監督官庁によるカジノ関連事業に対する監督権限の強化等（例：一定のカジノ関連事業に対する新たな規制の導入、カジノに関する被雇用者による雇用先変更の届出。）が行われた。

³ ニュージャージー州では、1976 年の住民投票により、カジノ・ゲーミングを公認することとなったが、カジノ経営の地域をアトランティックシティに限定すると共に、営業免許件数も限定している。

を行う) や、ニュージャージー州のように、営業免許件数や営業地域を制限するなど、「官」による管理が強い州もある。

カジノを行うこと又はカジノ入場の年齢制限は州によって異なる⁴が、カジノ又はゲーミング依存症対策として、ゲーミング収益の1%程度を依存症患者の治療や治療施設のために使うということを、免許取得の条件にしている州もある。病的なギャンブラーの認識や監視、掛金の抑制指導、相談用電話ホットラインの設置等を運営事業者に義務づけている州もある。依存症対策の一環として、カジノでのプレイや入場を拒否する「自動排除」プログラムを導入している州もある。

カジノに関する課税は、州税として、カジノの粗利益（賭金総額から利用者への還元額を控除したもの）に対し課税（ゲーム収益税）することが一般的である。税率は州により異なり、6.75~50%まで様々である。法人税、資産税をかけている州もある。税収の用途は、一般財源のところと用途を特定しているところとがある。

2. 英国

英国は、伝統的に、ギャンブルに対して寛容であり、ギャンブルを人間の遊びの文化的本能ととらえている。カジノ業界の規制は、1960年代に成立した一連の立法に基づいて成立したものであり、それ以前は、カジノは許可されていなかった。カジノは会員制で、許可された場所においてのみ行われている。また、カジノについての一般的な広告等も禁じられている。

国内の現在のカジノ施設数は149、従業員数は約1万3,500人である(2011年)。2010年度における国内のカジノ産業の市場規模は、約8億ポンドである。

カジノを規制する根拠法は、2005年賭博法である。国内に、最大規模の「地域カジノ」を1か所、比較的小規模の「大規模カジノ」及び「小規模カジノ」を各8か所設置できることを規定し(ただし、既存のカジノはこの制限外である)、また、同法により、カジノ等を監督する賭博委員会(Gambling Commission)が設置されている。なお、カジノは、「文化・メディア・スポーツ省」の所管である。

カジノの運営は、民間企業による運営が基本である。カジノ施設は、4つの企業グループによる寡占状態にあり、Genting UK(46施設あり)、Rank Group(37施設あり)、Gala Coral Group(28施設あり)、London Clubs International(11施設あり)の上位4グループで、全施設の8割以上を占める。

⁴ カジノを行うこと又はカジノへの入場に係る年齢制限は州によって異なり、いずれも21歳以上とする州(イリノイ州等)、いずれも18歳以上とする州(ニューヨーク州等)、カジノを行うことについては21歳以上としながらも、カジノへの入場については制限を設けない州(デラウェア州等)の例がある。

18歳未満の者がカジノを行うことは禁じられている（ただし、賭け金・賞金が少額である機器を除く）。カジノ業者に対して、18歳未満の者がカジノ施設に入場することを防止するための方針や手続（入場口での警備責任者による年齢確認等）を整備することを義務付けている。

また、2010年に、ギャンブル依存症患者の実態などを把握するため、British Gambling Prevalence Survey (BGPS) という大規模な調査を実施した。当調査から、英国におけるギャンブル依存症患者の比率は、0.7% (PGSI 基準) もしくは 0.9% (DSM-IV 基準) と報告されている。

カジノに関する課税には、国税のゲーミング税があり、粗利益に15～50%の税がかけられる(段階的累進課税)。カジノ使用機器にも、遊興機器ライセンス税がかかる。このほか、法人税や免許取得税等がある。ゲーミング税は、一般財源となっている。

3. フランス

フランスでは、20世紀初頭のリゾートブームとともにカジノが設置された。当時の制度的枠組を維持しながら、内容は継続的に改定されて今日に至っている。

2010年における国内のカジノ施設数は196、従業員数は1万7,500人であり、カジノ産業の収益は約23億ユーロであり、ヨーロッパ随一の産業規模を誇る。

カジノを規制する根拠法は、1907年のゲーミング法である。カジノの申請や更新等の許可については、内務省内の「ゲーミング委員会」がその審査を担当している。また、同法により、海浜リゾート地や温泉地などに限って、カジノが解禁された。カジノに関する規制については、一定程度の発意や地域としての主体性を認めつつも、国が許諾権を保持する形で全体を管理する形式をとっている。

カジノの運営は、国の強い管轄・規制をその特色としている。カジノ施設は、大口掛け金の顧客を相手にする施設から一般大衆向けの施設まで、多種多様である。フランスでは、ショーを観ることがカジノの条件となっている。カジノは、大手7企業による寡占状態にある。

国内のギャンブル依存症対策に関しては、ギャンブル依存症患者数等について十分な把握ができていない状態である。

カジノに関する税収は、国、地方で分け合う。課税システムはかなり複雑である。カジノ事業者が、まず粗利益の25%を優先的に控除し、残りの粗利益が課税対象となる。段階的累進課税で、税率は10～80%である。このゲーミング税は、国が徴収した後、国90%、地方10%の比率で配分される。このほか、法人税、社会保障関連税等もある。カジノ入場者にも課税される。

4. ドイツ

ドイツでは、1800年代に既に20カ所以上のカジノ施設があった。温泉保養地やリゾートにカジノが作られることが多かった。1933年の「公認の賭博場の許可に関する法律」の制定により、カジノが「官庁の許可」を得た賭博場として初めて解禁された。この法律は、年間7万人以上の客（その内15%は外国人であること）が訪れる温泉地又は外国のカジノの近接地にのみ、帝国内務大臣がカジノの設置を許可することができる、としていた。1973年には連邦法が改正され、伝統的な保養地以外でもカジノが開設できるようになった。カジノ導入の主たる目的は、自治体の税収確保である。

カジノの設置許可及び課税権等は、州政府の所管事項である。州のカジノ法により、設置許可要件、州による監督権限、カジノ税、不適格者に対するゲーム禁止措置等が定められている。

2010年における国内のカジノ施設数は77、従業員数は4,600人であり、カジノ産業の収益は約6億5000万ユーロである。

カジノの運営形態には、州が直接設置するもの（バイエルン州）、州が100%出資する会社が運営するもの（ニーダーザクセン州など）、民営のもの（バーデン・ヴェルテンベルク州など）、の3つの形態がある。

カジノ入場時には、パスポートまたはIDの提示義務がある。約15万人を上回るギャンブル依存症患者が大きな社会問題となっている。

ギャンブル依存症対策について、州のカジノ法では、例えば、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州カジノ法には、カジノ税の一部をギャンブル依存症患者のために使うという条文がある。

SOGS基準によるギャンブル依存症患者の調査（2007年）では、ドイツにおけるギャンブル依存症患者の比率は、0.6%と報告されている。これは、ヨーロッパ各国の数値と大差なく、米国、オーストラリア、アジア諸国などと比べると低い数値である⁵。

カジノに関する課税には、州税として、カジノの粗利益に対して課税されるカジノ収益税がある。税率は州により異なり、45%～80%まで幅がある。州によっては、段階的累進課税が採用されている。徴税システムは厳しく、営業終了時に税額を計算し納税することになっている。

⁵ National Centre for Social Research, *British Gambling Prevalence Survey 2010*, 2011. Prepared for: The Gambling Commission, p.86.

ドイツにおいて、本来禁止するべき危険なカジノを国家のコントロール下でのみ許し、収益は公益のために使うという姿勢は、カジノ解禁当初から現在まで一貫している。

5. オーストラリア

オーストラリアにおけるカジノ産業の発展には、3つの波があった⁶。

第1の波は、1970年代から1980年代初期にかけてのことである。1973年、オーストラリア初のカジノがタスマニア島に設置された。この時期のカジノは、いずれも経済成長が低調な地域に設置され、地域経済の発展のために旅行者から金銭を引き出すことを目的としていた。

第2の波は、1980年代から1990年代初期にかけてのことである。この時期のカジノは都市部に設けられ、観光振興とともに経済発展を目的としていた。

第3の波は、1990年代の中ごろ以降のことである。この時期には、シドニーやメルボルンといった大都市に「メガ・カジノ」が設置された。これらは、1990年代の先進工業各州における長期的不況への対応策として行われた。

オーストラリアでは、カジノは観光産業振興の一環として捉えられており、全州にカジノがある。2007-2008年度では国内全体で13施設があり、カジノ施設の総従業員数は約2万人、同年度の総利用者数は約4,940万人（うち、外国人観光客は約100万人）であった。また、外国人観光客のオーストラリア滞在中の総消費額のうち、カジノ利用者の総消費額は約49億豪ドルであり、一人あたりの消費額は4,940豪ドルであった。他方、カジノを利用しなかった外国人観光客の一人あたり消費額が2,630豪ドルであったことから、カジノ利用の国内消費額への貢献度の高さが指摘されている。⁷

カジノに関する法規制は、州によって異なる。一定期間、一定地域に地域独占を認めてもいる。また、一部の州・地域では、カジノ免許の総数に上限を設定している（例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州は、1つのみを認めている）。しかしながら、各州は1980年代以降、外国人観光客のためにカジノの必要性を認め、カジノ統制法を作り、州ごとにゲーム委員会を立ち上げた。州政府がマスタープランを作成し、それを公開の国際公募に託し、カジノ・オペレーターを決定する方法を用いた。この方法は「オーストラリア・モデル」と呼ばれ、世界に普及していった。⁸

カジノ規制に関する最近の法改正について、例えば、クイーンズランド州では、2009

⁶ Helen Breen and Nerilee Hing, "Casino History, Development, and Legislation in Australia," Cathy H. C. Hsu (ed.), *Casino Industry in Asia Pacific*, NY: The Haworth Hospitality Press, 2006, pp.3-13.

⁷ The Allen Consulting Group, "Casino and the Australian Economy", 2009.4, pp.viii, 22, オーストラリアカジノ協会ウェブサイト<<http://www.auscasinos.com/pdf/media/CasinosandtheAusEconomy.pdf>>

⁸ 細井洋子「オーストラリアにおけるカジノ規制制度に関する実態調査」『世界のカジノ規制制度に関する実態調査報告書』社会安全研究財団, 2002.3, p.26.

年法律第 41 号⁹による法改正により、①地域における賭博による潜在的な危害を最小化すること、②カジノの健全性を確保すること、③管理運営上の有効性・一貫性を強化すること等を目的としたものである。具体的には、カジノ機器の設置台数の上限設定、罰則の強化等が行われた。

カジノ施行の基本は、「民設民営」である。現在、6 つの民間会社が 13 のカジノ施設を手掛けている。

大人の約 0.5～1% (約 8～16 万人) が深刻なギャンブル依存症問題を抱えている¹⁰とされており、ギャンブル依存症対策は大きな課題である。ギャンブル依存症に対しては、州政府の保健省等が中心となって、各種広告物による注意の喚起、電話での予防・対応等を実施している。また、カジノ事業者もパンフレット等を作成し、注意を呼びかけている。全てのカジノにおいて、ギャンブル依存症対策として入場禁止手続きを整備している¹¹ (全ての州・地域において、18 歳未満の者はカジノを行うことができない)。カジノに対する課税を活用したギャンブル依存症対策等を行っている例もあり、ニュー・サウス・ウェールズ州では、地域便益税 (ゲーミング売上げの 2%) を活用したギャンブル依存症対策等を行っている。

カジノには、州税としてのゲーム収益税が課税される。ゲーム収益税の税率は、州によって異なる¹²。州税の他、連邦税として財サービス税 (GST) や法人税が課税される。

6. 韓国

韓国では、1967 年、観光事業振興法 (1975 年に廃止) に基づき、外貨獲得及び観光振興などを目的として、外国人専用カジノが設置された。政府の厳格な規制により、最初に仁川 (インチョン) に設置されて以降、外国人専用カジノの設置は、主にリゾート観光地に限られ (済州 (海洋リゾート地)、慶州¹³ (史跡型リゾート地)、東草 (山岳リゾート地))、国際観光客が多いソウルや釜山 (プサン) には、各々 1 か所ずつの設置しか許可されない状況が 1990 年代まで続いた。

⁹ カジノに関する法律等の一括改正である。改正されたのは、Gaming Acts (Casino Control Act 1982, Charitable and Non-Profit Gaming Act 1999, Gaming Machine Act 1991, Interactive Gambling (Player Protection) Act 1998, Keno Act 1996, Lotteries Act 1997, the Wagering Act 1998) , the Racing Act 2002 などである。

¹⁰ Australian Government Productivity Commission , *Gambling: Productivity Commission Inquiry Report volume 1*. No.50, 26 February 2010

¹¹ ギャンブル依存症対策としての入場禁止措置は、2008 年 6 月末現在、約 16,000 人が対象となっており、その大半が自発的な申請によるものである。

¹² 例えば、ビクトリア州では、一般顧客からの利益に対しては 21.25%、国際 VIP 顧客からの利益に対しては 9%の税率が適用される。ニュー・サウス・ウェールズ州では、22.13～47.13%の逡増税率 (2008-2009 課税年度) が適用される。

¹³ 2011 年 3 月、慶州から大邱に移転した (「大邱に初の外国人専用カジノ、25 日オープン」『聯合ニュース』(日本語版ウェブサイト) 2011.3.24 配信)。

しかし、観光振興法（1986年に「観光事業法」（1975年）の題名が改正された）の1993年改正（翌年施行）以降、政府はカジノ振興に積極的な姿勢に転じている。2000年には「廃坑地域開発支援に関する特別法」に基づいて、江原道（カンウォンド）に自国民もカジノが利用できる「江原ランド」が設置された。2004年には、観光振興法に基づいて、ソウルに2か所、釜山に1か所の外国人専用「都市型カジノ」（以下「都市型カジノ」）の増設が許可された。また、2011年には、法制度の運用によって明らかになった不都合を改善する目的で観光振興法が改正された（法律第10556号、2011年4月5日付け）。カジノに関しては、カジノの条件付き営業許可に関する条件や履行報告義務等を法律に規定すること等が盛り込まれた。

韓国には2011年現在、外国人専用カジノが、ソウルに3か所、済州に8か所、釜山に2か所、仁川、大邱（テグ）、東草（ソクチョ）に各1か所の計16か所、自国民が利用できるカジノが江原道（カンウォンド）に1か所（江原ランド）の、計17か所のカジノがある¹⁴。合わせて5,550人（2009年）の従業員が雇用されている。¹⁵

国内の2009年のカジノ利用者数は、外国人専用カジノが約168万人（一日平均4,603人）、自国民が利用できる江原ランドが約304万人（一日平均8,329人）であった。また、国内の外国人専用カジノの売上収入（2009年）は、9,175億ウォン（約734億円）、うち「都市型カジノ」の売上収入は4,546億ウォン（約364億円）、また「江原ランド」の売上収入（外国人のほか自国民によるものを含む）は1兆1,591億ウォン（約927億円）であった。¹⁶

1990年代までに開設された外国人専用カジノの13施設は、うち5つを抱える「パラダイスグループ」などの民間事業者による施行（開発と運営）であったが、2000年以降に開設された3つの外国人専用カジノ（ソウルと釜山の「都市型カジノ」）と江原道のカジノには、公的資本が導入されている¹⁷。

しかしながら、ここ数年、カジノの経営が芳しくないことが指摘されている¹⁸。韓国のカジノ産業が芳しくない要因については、次のことがあげられる。

¹⁴ 「社説：カジノ、防ぐだけが能ではない」『中央日報』（日本語版）2011.6.24.

¹⁵ Invest KOREA『2010韓国産業の概要—観光レジャー』2010.8, pp.10-11.
<<http://www.investkorea.org/>>、以下、2009年の各種データは、同資料による。

¹⁶ 同上。なお、典拠の売上収入は米ドル建てで示されており、典拠記載のレート（1米ドル=1,190ウォン）で換算した。日本円への換算は、2009年末のレート（1円=約0.08ウォン）を用いた。

¹⁷ 3つの「都市型カジノ」を運営する「グランドコリアレジャー株式会社」は、当初政府が100%出資し、韓国観光公社の子会社としてスタートしたが、2009年11月に韓国証券取引所(KOSPI)に株式が上場され、2009年末の公的資本比率は70%となっている（金鍾文「カジノ企業として真の文化交流を目指す グランドコリアレジャー(株) セブンラックカジノ」『Korea Business Today』13号, 2008.7, pp.14-16など）。「江原ランド」の株式も民間持ち分が2001年10月に上場されており、公的資本の出資比率は51%となっている（自治体国際化協会ソウル事務所「地域活性化の努力が実った韓国のリゾートカジノ「江原ランド」」『市政』52巻6号, 2003.6, pp.98-100.）。

¹⁸ 若宮健『カジノ解禁が日本を亡ぼす』祥伝社, 2011, p.44.

本土のカジノにおいては、まず、政府の規制政策により、リゾート地や（ソウルのような大都市に開設される場合であっても）都市郊外に限って開設が許され、集客性を持つ「都市型カジノ」の開設が2004年まで認められてこなかったことが挙げられる。また、カジノ施設が、高級ホテルにカジノを併設しただけの「ホテル・アンド・カジノ」スタイルに留まっており、IR的な視点が欠けていたこと（政府が、外貨を獲得する観光事業としてカジノを拡大する施策を取ってこなかったこと）も指摘されている。

韓国のカジノ業界では、シンガポールなどの周辺諸国でIR整備が進んでいることに鑑み、国際競争力の確保のため、社会的な副作用や国民情緒等を勘案し、観光インフラや顧客のアクセス性等の潜在力を備えた地域にIR整備を推進するべきであるとの声があがっている¹⁹。例えば、ソウルから西に約50km離れた仁川国際空港の周辺地域に、ホテル、カジノ、コンベンションセンター、ショッピングモール、医療施設などを含むIRを整備する計画が報じられている²⁰。また、江原道のカジノでは、開設当初からラスベガスのような家族向けのIRを志向した整備が進められている²¹。

一方、済州島においては、韓国一の海洋リゾート地として1990年代までに8か所の外国人専用カジノが開設されてきたが、いずれも高級ホテル併設型の「ホテル・アンド・カジノ」スタイルであり、経営があまり振るわない状態が続いている。2002年には、8か所合計で98,239人（一日平均269人）の利用者を集めたが、「都市型カジノ」が開業した後の2007年には、62,637人（一日平均172人）まで減少した。長く続いた島内カジノ業者間の競争の過熱による不和や違法な運営などによるイメージダウンも、経営不振の要因として指摘されている。

このような背景のもとで2006年に制定された「済州特別自治島の設置および国際自由市を助成するための特別措置法」は、財政・組織・人事など行政全般について、済州特別自治道が中央政府に干渉されず独立的に運営することを認めた法律である。韓国国内において1人当たりの所得が最も低い地域であった済州を国際自由都市として発展させるという成長戦略のため、2006年から3段階に分けて1,727件の事務が国から委譲された²²。

その中に外国人専用カジノ業の許可権限や外国人投資促進のためのカジノ業適用特例が含まれており、2007年には、アメリカのカジノ企業が、済州のホテルとカジノを

¹⁹ 同上, pp.44-52.

²⁰ 「中国人富裕層がターゲット！仁川にカジノリゾート計画—韓国」『レコードチャイナ』2012.1.14 配信

²¹ 金紀燁「カンウォンランドカジノの現状と発展計画」『ギャンブリング・ゲーミング学研究』5号, 2009.3, pp.87-91.

²² 済州島が注力する産業分野として、観光、医療、教育、農林水産業（クリーン1次産業）の4産業と、IT、バイオテクノロジーなどの先端産業からなる「4+1中核産業」を設定しており、具体的な開発事業は、政府直轄の特殊法人・済州国際自由都市開発センター（JDC）が担っている（松嶋慶祐「済州特別自治道—国際自由都市の実現に向けて—」『九州経済調査月報』777号, 2011.1, pp.15-17.など）。

同時に買収し、ホテルとカジノ事業の経営に乗り出した事例がある²³。また、過当競争にあると指摘される 8 つのカジノ（既存カジノ業者）を統合させ、IR 型カジノ整備を推進してはどうか、との意見もある。

濟州島の最近の状況をみると、外国人観光客誘致について大きな成果が見られる。濟州島には、世界自然遺産に指定されている「濟州の火山島と溶岩洞窟群」など豊かな自然観光資源があり、外国人観光客を増やしている²⁴。特に、外国旅行ニーズが高まっている中国人観光客に対して、濟州島を直接訪問する観光客限定でノービザ訪問を認めており、インセンティブ旅行を誘致するなどして、中国人観光客の集客に成功している²⁵。濟州島を訪れた外国人観光客は、2004 年には 329,215 人であったが、濟州特別自治道が発足した 2006 年には 460,360 人、2011 年には 1,045,582 人まで急増している²⁶。濟州特別自治道では、更なる外国人観光客誘致のため、仁川国際空港から入国して濟州を訪れる中国人観光客へのノービザ訪問の拡大や、観光客への付加価値税（VAT）還付制度の導入を国に要望している²⁷。

濟州島を訪問する外国人の増加もあり、2009 年の濟州島のカジノ利用者数は、8 か所合計で 121,582 人（一日平均 333 人）まで増加している。ただし、外国人専用カジノ全体に占めるシェアは 1 割に満たない状態が続いている。一方、濟州島を訪れる韓国人観光客も順調に増加し、2011 年には 7,694,196 人を記録している²⁸ことから、濟州特別自治道も、自国民が利用可能なカジノの設置許可を国に要望している。

観光振興法は、19 歳未満の者及び自国民（外国に永住権を持つ在外韓国人を除く）のカジノへの入場を禁止している。ただし、「廃坑地域開発支援に関する特別法」に基づいて設置されているカジノ（江原ランド）では、自国民の入場が可能だが、20 歳未満の者の入場は禁止されている。ギャンブル依存症に対する政策的措置は、まだ十分には考慮されていないのが実情である。ただし、自国民が主に利用する江原道のカジノでは、ギャンブル依存症傾向にある利用者に対して、症状の程度に応じた 3 種類のカードを提示し、休息やカウンセリングを奨励したり、入場規制が行われている。利用者やその家族の側から入場規制措置を自己申告することもできる。

カジノに対しては、一般企業と同じように、企業所得税（国税・地方税）が課せられる。粗収益に対する特別課税がない代わりに、粗収益の水準に応じて、一定の納付金を

²³ 「米カジノ企業ギルマン・グループ会長が濟州を訪問」『中央日報』（日本語版）2008.4.27 配信

²⁴ 「濟州世界自然遺産地区、外国人観光客が急増」『聯合ニュース』2010.3.2 配信

²⁵ 「1 万人を超える中国の大規模観光団が選んだ濟州島」『中央日報』2011.9.14 配信

²⁶ 「濟州島の観光客 昨年は 873 万 9778 人」『聯合ニュース』2012.1.2 配信など

²⁷ 「中国人観光客、仁川経由でもビザなしで濟州島へ―韓国メディア」『レコードチャイナ』2011.11.23 配信

²⁸ 『聯合ニュース』前掲注 24

「基金」として納める。外国人向けカジノの場合は、粗利益の1～10%を観光振興開発基金に納付する。自国民向けの江原ランドのカジノの場合は、粗利益の20%を「廃坑地域開発基金」に納める。

7. シンガポール

シンガポールは、東南アジアの島国であり、国土面積(699平方km)は東京23区ないし淡路島程度である。1965年の建国以来、約40年間、カジノが社会への悪影響を与えるという懸念から、カジノの設置が容認されなかったが²⁹、2005年3月、政府がカジノを認めるかどうか検討するとの方針を明らかにすると、賛否の議論が白熱した。カジノ認可に対しては、抵抗も強かったが、最終的には、経済効果の方が重視された格好となった。周辺諸国に比べ、近年、観光客数の伸びが落ち、地盤沈下していることに危機感を募らせた政府は、観光振興を目的に、カジノの合法化に踏み切ったものと見られている³⁰。同年4月、リー・シェンロン首相により、カジノを含む統合リゾート(IR)開発計画が発表される³¹と、それを機に、観光振興を目的としたカジノの合法化が進められた。

カジノの合法化に係る根拠法は、2006年に制定されたカジノ管理法(Casino Control Act)である。同法により、カジノ営業の許認可や営業者への指導・監督を行う「カジノ規制庁」(CRA: Casino Regulatory Authority of Singapore)、ギャンブル依存症防止の意識向上等を図るための「ギャンブル問題国家協議会(NCPG)」の設置、カジノ営業許可を最大2件に限定することなどが規定された。カジノの営業許可は2件を上限とし、当該許可1件につき、カジノ1か所のみ開設可能である。カジノ管理法の2009年改正では、より効率的にカジノ税徴収の執行を内国歳入庁が行うための規定整備、カジノ入場拒否命令手続の簡素化が行われた。

カジノ施設は、「マリーナ・ベイ・エリア」(中央ビジネス地区の隣接埋立地)及び「セントーサ島」(観光リゾート地)の各IR開発の複合リゾート施設の中に組み込まれた。入札により決定した民間事業者³²が、カジノを含むIRの開発と運営を行う。「マリーナ・ベイ・エリア」のIRのマリーナベイサンズ(ラスベガス・サンズによる)は、2010年6月にオープンした。2つのカジノ建設により、関連業界を含めた新規雇用は、労働人口の約1.4%に相当する3.5万人(関連施設での直接的雇用1万400人、波及効果による雇用で2.5万人)と推計されている。税収効果は、年14億シンガポールドルに達す

²⁹ しかしながら、観光客の誘致を目的としたカジノ論議は、1980年代から始まっていた(岩城成幸「カジノ導入をめぐる最近の動きと論議」『レファレンス』2006.11, p.30)。

³⁰ 同上, p.30.

³¹ カジノの解禁が正式に決定された。

³² 「マリーナ・ベイ・エリア」のIR開発と運営については、米国のラスベガス・サンズ(Sands Las Vegas)が、「セントーサ島」のIR開発と運営については、マレーシアのゲンティングループ(Genting Group)が応札した。

るものとみられている。³³

ちなみに、政府は、2005年に観光振興戦略「Tourism 2015」を発表し、2015年までに外国人観光客を現在（2005年：894万人）の約2倍の1,700万人に、観光収入を現在（2005年：108億シンガポールドル）の約3倍増の300億シンガポールドル（約2兆2,500億円）にすることを目標としている³⁴。

ギャンブル依存症対策としては、カジノへの入場規制があげられる。カジノは外国客をターゲットとしており、自国民及びシンガポールへの永住者（以下「永住者」）の入場は制限されている。カジノ管理法（2006年）により、カジノへの21歳未満の者の入場が禁止され、自国民及び永住者（いずれも満21歳以上）がカジノに入場するには、1日あたり100シンガポールドル、年間で2,000シンガポールドルという高額な入場料の徴収が義務づけられている。また、カジノ内へのATM（自動現金預入払出機）の設置禁止なども規定されている。

カジノに関する課税については、カジノの粗利益に対して、15%又は5%のカジノ収益税と、5%の財サービス税（GST）が課税される（国税。シンガポールには地方税がない）。カジノ収益税の税率は、一般顧客からの利益に対しては15%、プレミアム顧客（ゲームの開始前に10万シンガポールドル以上の預け金を有する顧客）からの利益に対しては5%である。カジノ事業者は、毎月、シンガポール内国歳入庁にカジノ税の申告納付を行う。カジノ税収は一般財源である。また、前述のように、自国民やシンガポールへの永住者がカジノへ入場する場合には、一日あたり100シンガポールドル又は年間では2,000シンガポールドルの入場税（入場料）が課される。入場税は、シンガポール公営賭博管理庁（Tote Board : Singapore Totalisator Board）により徴収される。

³³ 前掲注28, p.31.

³⁴ 内山一弘「カジノ導入決定に見るシンガポール観光戦略の転換期」『自治体国際化フォーラム』2007.5, p.32.

[出典]

当資料及び別紙（一覧表）の作成に要した主な資料は、下記のとおりです（一部、当資料の脚注で示した資料を除く）。

○全体を通して

- ・谷岡一郎、岸本裕一『カジノ導入をめぐる諸問題. 2』大阪商業大学アミューズメント産業研究所, 2006.
- ・『世界のゲーミング』社会安全研究財団, 2004, p.102.
- ・『世界カジノ白書』データハウス, 1995, pp. 24, 46.
- ・『欧州ゲーミング事情視察調査報告書』日本プロジェクト産業協議会, 2003, pp.101-108, 195-201.
- ・社会安全研究財団『世界のカジノ規制制度に関する実態調査報告書』2002.
- ・William N. Thompson, *The International Encyclopedia of Gambling*, Santa Barbara, Calif: ABC-CLIO, 2010.

○米国

- ・American Gaming Association, *2011 State of the States The AGA Survey of Casino Entertainment*, 2011.
<<http://www.americangaming.org/files/aga/uploads/docs/sos/aga-sos-2011.pdf>>
- ・宮森正樹「ネバダ州のカジノ行政の特徴と産業」『産業総合研究調査報告書』(18), 2010.3
- ・土屋恵司「アメリカ合衆国におけるカジノ規制法制」『外国の立法』216号, 2003.5.
- ・"Rep. Sandstrom wants to keep online gambling illegal in Utah", *Daily Herald*, 2011.12.28. (Daily Herald 紙ウェブサイト)
- ・American Gaming Association, *Responsible Gaming Statutes and Regulations 3rd Edition*, 2008. (American Gaming Association ウェブサイト)

○英国

- ・Gambling Commission, *Industry statistics April 2008 to March 2011*, 2011.
<<http://www.gamblingcommission.gov.uk/pdf/Industry%20statistics%20-%20April%202008%20to%20March%202011.pdf>>
- ・National Centre for Social Research, *British Gambling Prevalence Survey 2010*, 2011. Prepared for: The Gambling Commission
<<http://www.gamblingcommission.gov.uk/PDF/British%20Gambling%20Prevalence%20Survey%202010.pdf>>
- ・岡久慶「英国 2005 年賭博法」『外国の立法』2006.2.

- ・ Gambling Commission, *Conditions and Codes of Practice applicable to Non-remote casino licences*, 2011. (Gambling Commission ウェブサイト掲載)
- ・ Gambling Commission, *Casinos -Key points: Conditions and codes-*, 2009. (Gambling Commission ウェブサイト掲載)
- ・ 岡久慶「翻訳・解説 英国 2005 年賭博法 カジノの規制緩和」『外国の立法』22 7 号 (2006 年 2 月) 72-83 頁
- ・ "Taxes in Europe" database (欧州委員会ホームページ)
<http://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/taxSearch.html>

○フランス

- ・ European Casino Association, "revenues and employees 2010".
<http://www.europecasinoassociation.org/fileadmin/user_upload/Facts_and_figures/Europe_ECA_revenues_2010_final_public_data.pdf>
- ・ Groupe Partouche, *ANNUAL REPORT 2010*, 2011, p.38.
<<http://gp-cms.com/base/core/commons/website~101/Communiqués/rapport-anglais2010.pdf>>
- ・ William N. Thompson, *The international encyclopedia of gambling*, 2010, p.437.
- ・ 社会安全研究財団『ヨーロッパにおけるゲーミング』2004.
- ・ "Taxes in Europe" database (欧州委員会ホームページ)
<http://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/taxSearch.html>

○ドイツ

- ・ European Casino Association, "revenues and employees 2010".
<http://www.europecasinoassociation.org/fileadmin/user_upload/Facts_and_figures/Europe_ECA_revenues_2010_final_public_data.pdf>
- ・ National Centre for Social Research, *British Gambling Prevalence Survey 2010*, 2011. Prepared for: The Gambling Commission, p.86.
<<http://www.gamblingcommission.gov.uk/PDF/British%20Gambling%20Prevalence%20Survey%202010.pdf>>
- ・ 戸田典子「ドイツ カジノ法 温泉湯治場からオンラインまで」『外国の立法』2003.2.
- ・ "spielbankabgabe"(ドイツ財務省ホームページ)
<http://www.bundesfinanzministerium.de/nn_53848/DE/BMF__Startseite/Service/Glossar/S/021__Spielbankabgabe.html?__nnn=true?__nnn=true>

- ・ "Taxes in Europe" database (欧州委員会ホームページ)
<http://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/taxSearch.html>

○オーストラリア

- ・ William N. Thompson, *The International Encyclopedia of Gambling*, ABC-CLIO, 2011.
- ・ Australian Council for Education Research Ltd., *Gambling and Young People in Australia*, 2011. (Gambling Research Australia ウェブサイト掲載)
- ・ Allen Consulting Group, *Casinos and the Australian Economy*, 2009. (Australian Casino Association ウェブサイト掲載)
- ・ Australian Government Productivity Commission, *Gambling: Productivity Commission Inquiry Report volume 1*. No.50, 26 February 2010
- ・ 社会安全研究財団『ゲーミングに関する調査研究報告書 (オセアニアにおけるゲーミング)』(2004年)
- ・ 「沖縄県におけるカジノ・エンターテイメント検討事業」(沖縄県庁ウェブサイト内)

○韓国

- ・ 梁亨恩「韓国におけるカジノ産業政策とビジョン」『ギャンブリング・ゲーミング学研究』5号, 2009.3, pp.71-82.
- ・ William N. Thompson, *The International Encyclopedia of Gambling*, Santa Barbara, Calif: ABC-CLIO, 2010, pp.370-374.
- ・ 「江原ランド」ウェブサイト<<http://www.high1.com/jpn/Hhome/main.high1>>
- ・ 韓国法令 (観光振興法第 30 条、観光振興法施行令第 30 条、廃坑地域開発支援に関する特別法施行令第 16 条 : 韓国国家法令情報センター <<http://www.law.go.kr/>>)

○シンガポール

- ・ 小林公司「外国客を呼び寄せろーシンガポールのカジノ政策」『みずほリサーチ』2011.2, p.12.
- ・ 澤田豊治「シンガポールの更なる変貌ー国際観光都市への道」『シンガポール』2010.No.3(2010.9), pp.5-14.
- ・ 原田優也「シンガポールとモナコのゲーミング産業に関する現地調査報告」『産業総合研究調査報告書』2009.3, pp.79-84.

- ・宮森正樹「世界のカジノ・エンターテインメント産業の動向と沖縄における産業化の可能性－シンガポール、マレーシア、モナコの現状から－」『産業総合研究調査報告書』2009.3, pp.85-93.
- ・美原融「シンガポールに見るカジノのあり方」日本プロジェクト協議会, 2008.3.27.
<http://www.japic.org/report/pdf/area_group03.pdf>
- ・内山一弘「カジノ導入決定に見るシンガポール観光戦略の転換期」『自治体国際化フォーラム』2007.5, p.31-33.
- ・Casino Control Act (Chapter 33A)
- ・Lim, Puay Ling, *Casino Control Act*, 2009.11.30. (National Library Singapore ウェブサイト掲載)
- ・Lim, Puay Ling, *National Council on Problem Gambling*, 2009.10.2. (National Library Singapore ウェブサイト掲載)
- ・"Casino tax" (シンガポール内国歳入庁ホームページ)
<<http://iras.gov.sg/irasHome/page.aspx?id=10030>>
- ・"Casino entry levies rake in \$130m," *The Straits Times*, 12 Jan 2011.

* 当資料は、国土交通調査室・課、行政法務調査室・課、財政金融調査室・課、経済産業調査室・課による調査結果を取りまとめたものです。

(取りまとめ：国土交通課)

